

令和7年度(令和8年度集計)体罰およびセクシュアル・ハラスメント等に関する実態調査の結果

1 実態調査について

(1) 目的

・本調査は、児童生徒や教職員から訴えがあった実数の正確な把握に努め、児童生徒と教職員および教職員同士の関わり合いの中で起こる体罰やハラスメント等の行為に関する実態の詳細を把握することで、教職員の人権意識の高揚および指導力の向上を図り、児童生徒が充実した学校生活を送れるようにすることを目的として実施した。

・本調査で把握された実態をもとに、各学校において、体罰およびハラスメント等の防止対策の徹底を図り、児童生徒および教職員にとって、よりよい学校環境づくりに取り組む。

(2) 公表方法

・令和7年度までは、アンケート結果を踏まえた聞き取り調査により、体罰やハラスメント等を認知した件数を公表していたが、令和8年度は、実態をより分かりやすく示すため、アンケートにおいて体罰およびハラスメント等を「受けた」「見た」ことがあると回答した件数を公表する。

(3) 結果を受けての対応

・寄せられた回答については、「匿名の回答」や「調査を望まない回答」にも配慮しつつ、可能な限り児童生徒や教職員に事実確認を行い、不適切な行為や行き過ぎた行為、言葉の暴力、ハラスメントと認められる事案については、当該教職員に対する指導等、必要な対応を図っている。なお、事実確認を行った事案のうち、懲戒処分に該当するものはなかった。

2 調査対象者数

全調査対象数 66,928人 全回答者数 48,298人 回答率 72.2%

			小・特支（小学部）	中、中等、高、 特支（中学部・高等部）
児童生徒・保護者	調査対象者数	66,928人	43,331人	23,597人
	回答者数	48,298人	32,030人	16,268人
	回答率	72.2%	73.9%	68.9%

全調査対象数 5,923人 全回答者数 5,711人 回答率 96.4%

			小・特支（小学部）	中、中等、高、 特支（中学部・高等部）
教職員	調査対象者数	5,923人	3,674人	2,249人
	回答者数	5,711人	3,516人	2,195人
	回答率	96.4%	95.7%	97.6%

3 申告件数 ※氏名は無記名も可。また、モデル校においてオンライン申請による回答を実施

(1) 体罰等の申告件数（児童生徒・保護者）

※（）内はR6の数値

内 容	件数	小・特支（小学部）	中、中等、高、 特支（中学部・高等部）
1－1 体罰を受けたことがある	79 (103)	55 (75)	24 (28)
1－2 体罰を受けているのを見た	170 (174)	128 (145)	42 (29)

<各質問に係る主な回答>

・体を押された ・胸ぐらをつかまれた ・立たされた ・大声で怒鳴られた ・ボール掃除をさせられた 等

（２）暴言等の申告件数（児童生徒・保護者）

※（）内はR6の数値

内 容	件数	小・特支（小学部）	中、中等、高、 特支（中学部・高等部）
2－1 人格や能力を否定する言葉などを受けた	281（326）	179（213）	102（113）
2－2 人格や能力を否定する言葉などを受けているのを見た	261（289）	174（222）	87（67）

<各質問に係る主な回答>

言われた言葉

・「ふくよか」 ・「ばかたれ」 ・「■■■に向いていない」 ・「レベルが低い」 ・「■■■みたい」 ・「ふざけるな」 等

（３）教職員から児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントの申告件数（児童生徒・保護者）

※（）内はR6の数値

内 容	件数	小・特支（小学部）	中、中等、高、 特支（中学部・高等部）
3－1 「セクハラ」と思われる言動を受けた	34（39）	21（20）	13（19）
3－2 「セクハラ」と思われる言動を受けているのを見た	51（46）	29（24）	22（22）

<各質問に係る主な回答>

・女子に「生理なの？」と聞いた ・頭をポンポンされた ・後ろから両肩に手を置いた
・「がんばれよ」と言いながら、肩や頭を触られた ・「おなかの肉が付きすぎ」と言われた 等

（４）教職員間におけるハラスメントの申告件数（教職員）

※（）内はR6の数値

内 容	件数	小・特支（小学部）	中、中等、高、 特支（中学部・高等部）
4－1 ハラスメントと思われる言動を受けたことがある	80（69）	49（26）	31（43）
4－2 ハラスメントと思われる言動を受けているのを見た	80（57）	40（21）	40（36）

<各質問に係る主な回答>

・厳しく叱責された ・強い口調で言われた ・無視したり不機嫌な態度をとったりしていた
・威圧的な態度が見られた ・上司や同僚から人格を否定するような言動を受けた
・「子どもができたらわかるかな」と言われた ・悪いうわさを流されたり、陰口を言われたりした
・年下の職員を「ちゃんづけ」で呼んでいた 等

4 調査を踏まえた今後の対応

（１）各学校での取り組み

ア 教職員の人権感覚および指導力の向上

- ・ 服務規律の徹底を図るため、綱紀の保持に関する教育長通達の周知徹底を図るとともに、不祥事防止のためのセルフチェックの実施により自身の行動を振り返る。
- ・ 人権やコンプライアンスに関する各種研修等を積極的に受講し、教育活動を人権の視点で見つめ直す。
（例：性暴力事案発生時の初期対応、性暴力のない安全・安心な学校づくり、性暴力理解（学校における性暴力防止）、こども基本法と子どもの権利、リフカー研修、CAP研修 等）☑
- ・ コンプライアンス通信に掲載されている人権感覚を磨くためのチェック項目等を活用し、子どもの人権に対する感覚を養う。
- ・ 各種研修等を通して、ストレスマネジメント等を学び心のケアを行っていくとともに、アンガーコントロールへの理解を深め、ストレス軽減やコミュニケーションの円滑化を図る。

イ 学校組織体制・管理職のマネジメント力の強化

- ・ 教職員一人一人が管理職や同僚に対してより相談しやすい職場環境を整備し、教職員相互のチェックや連携強化により、事案（セクハラ、パワハラ、マタハラ、体罰、児童生徒性暴力等）の未然防止・早期発見を図るとともに、管理職等による面接の機会を拡充するなど、個人が抱える問題の早期発見に努める。
- ・ 児童生徒や職員の悩み相談の充実を図るため、スクールカウンセラー、子どもにここサポート（児童生徒向け）等の相談窓口を周知する。
- ・ 「暴力（いじめ、体罰、言葉の暴力、性暴力等）のない安全・安心な学校づくり」を推進するため、職員会議や打合せ等の機会を積極的に活用し、通知等の最新情報を伝達するなど職員全体の意識啓発を図る。
- ・ 事案発生時には、初期対応フローに基づき報告・連絡・相談を迅速・的確に行い、管理職を中心とする組織での支援体制の構築を図る。

（２）教育委員会での取り組み

ア 児童生徒への人権教育

- ・ 毎年４月を「生命（いのち）の安全教育月間」とし、子どもたちが暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、全市立学校において子どもの権利や暴力から自分の心と体を守るための予防方法等について学ぶ機会を設ける。また、児童生徒の発達段階や学校現場の状況により適した実施方法になるように、適宜見直しを図っていく。

イ 教職員の人権感覚を醸成

- ・ 教職員に対し、外部講師による安全配慮義務、性暴力等防止などに関する研修を実施することで、行動の振り返りや新たな気づきの機会を与え、人権感覚を醸成する。
- ・ 児童生徒への身体接触、１対１の対応（個別指導）、児童生徒とのＳＮＳ等による私的なやりとり等は性暴力につながる危険のある行為として、例外的な場合を除き、禁止されていることを、「児童生徒を性暴力から守る行動指針」等を活用し周知徹底を図る。

ウ 教育委員会による点検等

- ・ 各学校等を訪問し、管理職や担当職員へのヒアリングを行い、コンプライアンスに係る取り組みの実施状況を点検する。
- ・ 教職員に対し、各種ハラスメントの防止等に関する指針を周知するとともに、相談窓口として、スクールレスキューを案内する。

エ 第三者機関による調査・審議

- ・ 実効性のある対策について、児童生徒性暴力等防止対策検討委員会による調査審議する体制を継続することで「暴力のない安全・安心な学校づくり」を推進する。当該委員会からの答申を受けて、次の取り組みを実施する。
 - ・ 子どもにここサポートの充実
 - ・ 第三者による死角点検の実施
 - ・ 不祥事防止のためのセルフチェックの対象者拡充
 - ・ 児童生徒を性暴力から守る行動指針の改善
 - ・ 教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フローの改善 など

オ 事案発生時の対応

- ・ 事案発生時の初期対応フローについて、学校への周知を徹底するとともに、事案発生時には各機関と連携して迅速・的確に対応する。

カ 今後の調査方法の見直し

- ・ これまでの調査では、「セクハラ」の言葉や多くの漢字が使われているなど、児童生徒にとって伝わりにくい聞き方になっていることから、より回答しやすい表現や項目設定にするなど、調査方法を総合的に見直す。